

白川町役場の位置を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年12月19日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第32号

白川町役場の位置を定める条例の施行期日を定める規則

白川町役場の位置を定める条例（令和3年白川町条例第12号）の施行期日は、令和8年1月13日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。